

訪問介護利用料金表

令和2年4月現在

訪問介護センターまつなみ

訪問介護サービス費（1回につき）	単位数	利用総額	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
			地域区分（5級地）単価		
10.7円					
身体介護が中心である場合					
（1）所要時間20分未満の場合	166	1,776	178	356	533
（2）所要時間20分以上30分未満の場合	249	2,664	267	533	800
（3）所要時間30分以上1時間未満の場合	395	4,227	423	846	1,268
（4）所要時間1時間以上1時間半未満の場合	577	6,174	618	1,235	1,852
※以降、所要時間30分を増すごとに	83	888	89	178	267
生活援助が中心である場合					
（1）所要時間20分以上45分未満の場合	182	1,947	195	390	585
（2）所要時間45分以上の場合	224	2,397	240	480	719
注1 身体介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助を行った場合					
所要時間が20分から計算して25分を増すごとに（198単位を限度とする）	66	706	71	142	212
通院等乗降介助の場合					
通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	98	1,049	105	210	315
加算					
初回加算（開始月または過去2ヶ月利用ない場合）	200	2,140	214	428	642
緊急時訪問介護加算（1回につき）	100	1,070	107	214	321
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき）	100	1,070	107	214	321
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	200	2,140	214	428	642

※早朝（午前6時～8時）夜間（午後6時～10時）は25%割増されます。

※やむを得ない事情で、かつケアマネジャー作成の居宅サービス計画書上、2人で訪問介護を提供した場合は、2倍の料金になります。

その他	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に13.7%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に4.2%を乗じた単位数

※介護職員処遇改善加算：介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算：従来の介護処遇改善加算に加え、キャリア（経験・技能）のある介護職員に対し、更なる処遇改善を行うための加算です。

※利用月ごとに介護職員処遇改善加算+介護職員等特定処遇改善加算の両方加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

・1ヶ月に利用されたサービス単位数の合計（各種加算を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合（1～3割）に応じた金額が自己負担金になります。

・1ヶ月の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。

※通常の事業の実施地域以外については交通費を徴収いたします。

（1）事業所から片道おおむね5キロメートル未満・・・300円

（2）事業所から片道おおむね5キロメートル以上・・・600円

料金表についての説明を受けました。

年 月 日

利用者氏名 印

代理人氏名 印

訪問介護利用料金表（総合事業）

訪問介護センターまつなみ

訪問型サービス費	単位数	費用総額	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
			地域区分（5級地）単価		
			10.7円		
国基準訪問型サービス					
包括報酬 予防Ⅰ（週1回程度/1月につき）	1,172	12,540	1,254	2,508	3,762
包括報酬 予防Ⅱ（週2回程度/1月につき）	2,342	25,059	2,506	5,012	7,518
包括報酬 予防Ⅲ （週2回を超える程度/1月につき）	3,715	39,751	3,975	7,950	11,925
出来高報酬 予防Ⅰ（月4回以上は包括報酬）	267	2,857	286	572	857
出来高報酬 予防Ⅱ（月8回以上は包括報酬）	271	2,900	290	580	870
出来高報酬 予防Ⅲ（月12回以上は包括報酬）	286	3,060	306	612	918
加算					
初回加算	200	2,140	214	428	642
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき）	100	1,070	107	214	321
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	200	2,140	214	428	642
訪問型サービスA（一体型）					
包括報酬 予防Ⅰ（週1回程度/1月につき）	1,055	11,289	1,129	2,258	3,387
包括報酬 予防Ⅱ（週2回程度/1月につき）	2,108	22,556	2,256	4,511	6,767
出来高報酬 予防Ⅰ（月4回以上は包括報酬）	240	2,568	257	514	771
出来高報酬 予防Ⅱ（月8回以上は包括報酬）	244	2,611	261	522	783
加算					
初回加算	140	1,498	150	300	450
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき）	70	749	75	150	225
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	140	1,498	150	300	450

※利用開始が月途中の場合は、契約日より日割り計算での料金となります。

※区分を超えてサービスを利用した場合、利用者の負担は報酬単価の10割です。

※初回加算は、利用開始月または過去2ヶ月利用がなく再開した月に加算されます。

その他	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に13.7%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に4.2%を乗じた単位数

※介護職員処遇改善加算：介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算：従来の介護処遇改善加算に加え、キャリア（経験・技能）のある介護職員に対し、更なる処遇改善を行うための加算です。

※利用月ごとに介護職員処遇改善加算+介護職員等特定処遇改善加算の両方加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

・1ヶ月に利用されたサービス単位数の合計（各種加算を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合（1～3割）に応じた金額が自己負担金になります。

・1ヶ月の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。

※通常の事業の実施地域以外については交通費を徴収いたします。

（1）事業所から片道おおむね5キロメートル未満・・・300円

（2）事業所から片道おおむね5キロメートル以上・・・600円

料金表についての説明を受けました。

年 月 日

利用者氏名

印

代理人氏名

印

居宅介護利用料金表（自立支援）

令和2年4月現在
訪問介護センターまつなみ

居宅介護サービス費（1回につき）	単位数	利用総額	利用者負担額
			1割負担
			地域区分（5級地）単価
			10.6円
身体介護			
（1）所要時間30分未満の場合	249	2,639	264
（2）所要時間30分以上1時間未満の場合	393	4,166	417
（3）所要時間1時間以上1時間半未満の場合	571	6,053	606
（4）所要時間1時間半以上2時間未満の場合	652	6,911	692
（5）所要時間2時間以上2時間半未満の場合	734	7,780	778
（6）所要時間2時間半以上3時間未満の場合	815	8,639	864
（7）所要時間3時間以上の場合	896	9,498	950
※以降、所要時間30分を増すごとに	81	859	86
家事援助			
（1）所要時間30分未満の場合	102	1,081	109
（1）所要時間30分以上45分未満の場合	148	1,569	157
（1）所要時間45分以上1時間未満の場合	191	2,025	203
（1）所要時間1時間以上1時間15分未満の場合	232	2,459	246
（1）所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合	268	2,841	284
（2）所要時間1時間30分以上の場合	302	3,201	321
※以降、所要時間15分を増すごとに	34	360	36
加算			
初回加算	200	2,120	212
緊急時対応加算（1回につき）	100	1,060	106
利用者負担上限額管理加算	150	1,590	159
福祉専門員等連携加算	564	5,978	598

※早朝（午前6時～8時）夜間（午後6時～10時）は25%割増されます。

※やむを得ない事情で、2人で訪問介護を提供した場合は、2倍の料金になります。

その他	
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に30.2%を乗じた単位数
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に5.8%を乗じた単位数

※福祉・介護職員処遇改善加算：介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

※福祉・介護職員等特定処遇改善加算：従来の介護処遇改善加算に加え、キャリア（経験・技能）のある介護職員に対し、更なる処遇改善を行うための加算です。

※利用月ごとに両方加算されます。

※料金の自己負担額

・1ヶ月に利用されたサービス単位数の合計（各種加算を含む）に地域区分単価を乗じた金額がサービスの利用料金で、利用者の自己負担は原則1割に応じた金額が自己負担金になります。ただし、市町村から居宅介護等利用者負担減額の決定を上k手いる場合は、減額後の額となります。

・1ヶ月の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が

※通常の事業の実施地域以外については交通費を徴収いたします。

- （1）事業所から片道おおむね5キロメートル未満・・・300円
- （2）事業所から片道おおむね5キロメートル以上・・・600円

料金表についての説明を受けました。

年 月 日

利用者氏名

印

代理人氏名

印